3　「前期末配当等の額（通算法人間配当等の額を除く。）（前期の⑾）　⑽」及び「当期末配当等の額（通算法人間配当等の額を除く。）　⑾」の各欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第140条（基準日に支払われたものとされない剰余金の配当等）に規定する剰余金の配当又は利益の配当がある場合には、「通算法人間配当等」とあるのは、「通算法人間配当等又は連結法人間配当等」として記載すること。

⑵　「当期末配当等の額（通算法人間配当等の額を除く。）　⑾」の欄は、法第67条第４項に規定する期末配当等により減少する同項に規定する利益積立金額に相当する金額を記載すること。

別表⑴⑴の記載要領第四号中「又は租税特別措置法」の次に「第42条の４第８項第６号ロ若しくは第７号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合若しくは同法」を加え、同号⑴中

「「法人税額及び地方法人税額の合計額（((別表一「４」＋「５」＋「７」－「12」－「42」)－別表六(五の二)「５の③」)と０のいずれか多い金額)＋((地方法人税申告書別表一「４」－「８」－「９」)と０のいずれか多い金額)－((別表六(五の二)「５の③」－(別表一「４」＋「５」＋「７」))と０のいずれか多い金額)（マイナスの場合は０）」

を

「「法人税額及び地方法人税額の合計額（(((別表一「４」＋「５」＋「７」－「12」－「42」)－別表六(五の二)「５の③」)と０のいずれか多い金額)＋((人税申告書別表一「４」＋「５」－「９」－「27」)いずれか多い金額)－((別表六(五の二)「５の③」－(「４」＋「５」＋「７」))と０のいずれか多い金額)（マイナスの場合は０）」

に改め、同号⑵中

「「法人税額及び地方法人税額の合計額（((別表一「４」＋「５」＋「７」－「12」－「42」)－別表六(五の二)「５の③」)と０のいずれか多い金額)＋((地方法人税申告書別表一「４」－「８」－「９」)と０のいずれか多い金額)－((別表六(五の二)「５の③」－(別表一「４」＋「５」＋「７」))と０のいずれか多い金額)（マイナスの場合は０）」

を

「「法人税額及び地方法人税額の合計額（(((別表一「４」＋「５」＋「７」－「12」－「42」)－別表六(五の二)「５の③」)と０のいずれか多い金額)＋((人税申告書別表一「４」＋「５」－「９」－「27」)いずれか多い金額)－((別表六(五の二)「５の③」－(「４」＋「５」＋「７」))と０のいずれか多い金額)（マイナスの場合は０）」

に改め、同号に次のように加える。

⑷　「中小企業者等以外の法人((別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「41」)－別表六(十二)「６」－別表六(十三)「17」－別表六(十四)「22」－別表六(十五)「24」－別表六(二十二)「22」－別表六(二十三)「23」－別表六(二十九)「28」－別表六(三十)「13」)　⑵　の欄の記載に当たつては、租税特別措置法第42条の４第８項第６号ロ又は第７号（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合には、「別表一「５」」の金額からこれらの規定の適用を受ける金額を控除して計算すること。

別表⑴⑴の記載要領第五号及び第六号を次のように改める。

5　「通算法人の留保金加算額（別表三(一)付表二「５」）　⑯」の欄は、令和４年４月１日前に開始した事業年度（令和２年改正法附則第14条第１項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）に規定する旧事業年度（次号において「旧事業年度」という。）を含む。）にあつては、「連結法人間配当等の当期支払額　⑯」として記載すること。

6　「通算法人の留保金控除額（別表三(一)付表二「10」）　⑰」の欄は、令和４年４月１日前に開始した事業年度（旧事業年度を含む。）にあつては、「連結法人間配当等の当期受取額　⑰」として記載すること。

別表⑴⑴の記載要領第七号中「（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を削る。